令和７年８月１６・１７日

　　　　　　　　　　　　東京武道館

第６５回糸東会全国選手権大会審判確認事項

【形競技】

　１．決勝以外は二人同時演武

　①出場選手が赤、青に分かれ、全体で正面に礼、お互いに礼(各カテゴリーの最初)

　②呼ばれた選手は、コート後方から礼をせずに斜めに入場し、開始線に並ぶ(各対戦の時)

　　（平安形は開始線から始める。得意形の場合、前後への調整は認める）

　③「礼」をして赤の選手から形名を呼称します

　※形名が聞き取れなかった場合は、Ｊ１が再度聞き直す(形名は怒鳴らず分かり易く発声する)

　④形を開始する準備が整ったら（平安等は八字立ち用意の姿勢）、主審の審判が笛を吹き、演武を開始する

　⑤演武が終了したら「礼」をして、まっすぐコート外まで下がり判定を待つ

　⑥主審の「判定」発声後、主審の笛の合図により判定。判定後、主審が座ったままで勝者をコール

　⑦選手はお互いに礼、正面に礼をして退場

　⑧勝ち残った選手、負けた選手ともに指示があるまで待機場所に待機する。

２．小学生、幼児はコート内に入って演武前の礼と終了後の礼をしなかった場合でも反則とはせず、主審が礼を促すように指導する

３．小学生、幼児において、指定されている形を演武する場合、呼称を間違った時は即座に訂正をさせ、違う形を演武しないよう注意する。主審の短笛後に形を間違えた場合は全てのカテゴリーにおいて反則とする。

　 中学生以上において、形名の呼称を間違えた場合、１挙動目の動作前であれば言い直しても違反(反則)とはならない

４．二人同時演武において、選手が接触した場合は再試合とする。ぶつからないように止まった場合は減点の対象とはしない。主審は選手の開始位置に注意を払う

５．審判編成

・基本的には当該県の審判は入らないようにする。どうしても入らなければならない場合は両方の審判員を３審と４審(７人制の場合４審と５審)に配置し試合を行う

　・当該県の審判(一方の選手のみ)が入った状態で試合を行った場合は無効とし、監督に説明を行い再試合とする

６．形競技における違反(反則)項目

　・異なる形を演武した場合

　・明らかに形が中断又は停止した場合

　・演武中に帯が落ちた場合

　　※違反(反則)とする場合は必ず主審が副審を呼び協議の上行うこと

７．基本形、指定形、得意形における違反(反則)

　 ・基本形、指定形、得意形の順序等明らかに間違えた場合、コート内に入ってから演武前と終了後の礼をしなかった場合(中学生以上)は副審を呼び協議した後、違反(反則)とする

・主審が見落とした場合でも副審が間違いに気付いた時は演武終了後、旗を振り主審に知らせ協議する

　 　※減点項目についての協議はしない（談合となる）

 ８．得意形での違反(反則)，減点について

　　 ・得意形において、今大会競技規定－形競技－①演武形に記載のとおり、糸東会の形から大きく外れる演武をした場合は違反(反則)負けとする

　　 ・違反(反則)とならない内容でも、複数回行った場合は大きな減点となるため注意！

　　　 ・得意形において、糸東会で制定された通りの形を演武すればきちんと評価する

　　　 ・糸東流の基本，技（分解の理解度）に重点を置き、勝敗を決定する。

　　　　　（より形の正確性に重きをおいた判定）

【組手競技】

１．競技時間及びポイント

　・中学生以下及びシニアは１分３０秒のフルタイム　－　６ポイント差

　・少年以上は２分のフルタイム　－　８ポイント差

２．団体戦の勝敗

　・勝敗がついた時点で終了。但し初戦は勝敗がついても大将戦まで行う

　・大将戦終了時点で勝敗及びポイント数が全て同じ場合は、審判長が代表決定戦を行うカテゴリーを「くじ引き」で決定する。（小学生の代表決定戦は3,4年生5,6年生より選出）

３．安全具について

　・第６５回糸東会全国選手権大会競技規定通り

　※小学生，幼児の拳サポーターは赤，青又はリバーシブルでもＯＫとする

 ※一般のシン，インステップガードはＷＫＦタイプに限定する。(足指先をしっかりと覆うこと！)

　 ※一般女子は怪我防止のためチェストガード装着を推奨する。（装着が無くても可）

４．１２歳未満の組手競技規定の取扱いについて(全日本少年少女空手道選手権大会と同様)

　 ・上段部位へのコンタクトは、軽微であっても原則的に罰則が科せられる。

・中段への技がコントロールされたものであっても、表面以上にコンタクトがあった場合は、得点とはならない

・足払い、又はその他のテイクダウン(引き落とし、投げも含む)の技は禁止とする

・10cmまでの得点部位への正確な技は、原則的に得点とみなされる

５．基本的に令和７年度のルールで行う

　・少年男女のジュニアルールは昨年度と同様

　 　上段への突き技による攻撃のスキンタッチはウォーニングとする

・不活動はポイントで負けている、又は同点の場合「先取」で負けている選手にのみ与える

　(ノースコア又は同点で先取の無い場合は両者に与える)

・主審の「分かれて」の発声直後に技を出した選手にはウォーニングを与える

　(試合終了１５秒未満での行為は逃避ではないので「先取」取り消しとはならない)

・同点で先取が取り消され、試合終了となった場合、一本，技有りを多く取った側の選手が勝者とな　る(団体戦にも適用・先鋒戦，次鋒戦のような個々の試合)

６．審判編成

　・当該県の審判員は入らないようにする。どうしても入らなければならない場合は監査に入る。当該県２名の審判が入る時は両方の審判員を１審，４審に配置し試合を行う

　 ・当該県の審判が入った状態で試合を行った場合は無効とし、監督に説明を行い再試合とする

　※組手試合はポイント等の関係から再試合とすると監督からのクレーム対象となる恐れがあるため十分に注意

７．棄権について

　・幼児、小学生低学年で泣いて試合が中断する場合は監督に説明し棄権とする

８．技のポイントについて

　・「突き」「中段蹴り」の１、２ポイントの見極めも大切であるが、特に上段への「蹴り」、相手を倒して又は相手が自ら倒れた後(足の裏以外の部位がマットについた状態)の得点技３ポイントは勝敗に大きな影響を及ぼすので見逃しの無いよう注意する

９．その他

・逃避行為については、正確な判断のもと厳格に行う事

・監督や応援席からの言動には十分注意をし、不適切と思われる場合は退場も考慮する

　　　・主審は「技」「ウォーニング」「先取」等、得点板を常に確認してから「続けて始め」の発声で試合を進める。（昨年、ポイントが入っていないことがあった）

　　　※ＴＭ，副審も確認し、間違いの無いようチーム全体でカバーし合う